

令和7年度 糸島市商工会地域循環型創業支援補助金 Q&A

Q1：どのような内容の補助金ですか？

A：創業時に必要な店舗や事務所の改装費用、広告費用、店舗什器等リース料、店舗・事務所・来客用駐車場の賃料、法人の設立登記に係る登録免許税、法人設立に係る糸島市内土業（司法書士や弁護士等）への支払費用の一部を補助するものです。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

※ 住宅兼店舗物件の場合、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

Q2：誰でも申請できますか？

A：交付要綱の第2条に記載しています。

Q3：事業を開始しようとする者とはどういう意味ですか？

A：上記の申請対象に該当し、下記の判定表で「○」に該当する者を指します。

	既存事業				新規事業			判定	補足
①	個人	廃業	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	廃業から開業までの経緯が妥当であると認められるもの
②	個人	継続	市外・市内	→	個人	開業	市内	×	店舗展開にあたる個人事業主として追加的に事業を開始する場合や移転は対象外
③	個人	廃業	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
④	個人	継続	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑤	法人	解散	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑥	法人	継続	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑦	法人	休眠	市外・市内	→	法人	設立	市内	○	新規設立する会社で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑧	法人	解散	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新たに開業する事業所で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑨	法人	継続	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新たに開業する事業所で既存事業のみを実施する場合は対象外
⑩	法人	休眠	市外・市内	→	個人	開業	市内	○	新たに開業する事業所で既存事業のみを実施する場合は対象外

Q 4 : 糸島市外に住んでいる場合でも申請できますか？

A : 補助対象者（交付要綱第2条）に該当すれば、住まいが糸島市外の方でも申請できます。

Q 5 : 糸島市外に事業所を開設する場合は申請できますか？

A : 対象外となります。

Q 6 : 新規に事業を始めるにあたり、以前から居住している自宅の一部を改装して店舗を造りたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？

A : 補助対象者（交付要綱第2条）に該当すれば、対象となります。
但し、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

Q 7 : 自己所有している物件の改装は補助の対象となりますか？

A : 補助対象者（交付要綱第2条）に該当すれば、対象となります。
但し、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

Q 8 : 糸島市内の住宅兼店舗を借りて事業を始めたいと考えています。この場合、補助対象となりますか？

A : 住宅兼店舗となっている物件を改装する場合は、店舗部分の改装費用のみ対象となります。

※ 糸島市の市街化調整区域の建物については事業が出来る場所か確認する必要があります。個別に以下へお問い合わせください。

糸島市 建設都市部 都市計画課 建築開発係 092-332-2077

Q 9 : 「事業の開始日を基準として2年未満の者」とありますが、具体的にどのようなケースが対象となりますか？

A :

●対象となるケース

① 事業開始日：令和7年2月1日、申請日：令和7年4月1日。
事業開始から2年未満であり、申請期間内での申請の為。

② 事業開始日：令和5年5月1日、申請日：令和7年4月29日。
事業開始から2年未満であり、申請期間内での申請の為。

●対象とならないケース

- ① 事業開始日：令和5年5月1日、申請日：令和7年4月30日。
申請期間内であるが、事業開始から2年未満でない為。

Q10：補助金が交付されるまでの流れを教えてください。

A：補助金の交付申請 → 補助金の交付決定 → 発注・契約等 → 改装等
→ 実績報告書の提出 → 補助金交付額の確定 → 補助金交付請求
→ 補助金交付
という流れです。

Q11：交付決定前に発注（支払いは交付決定後）したものの経費は補助対象となりますか。

A：対象となりません。補助金交付決定後に発注・契約等や改装を始めなければなりません。

Q12：補助対象経費によって補助率と補助上限額に違いはありますか？

A：補助率と補助上限額は変わりません。支払先が糸島市外の事業者の場合は補助対象行為に要した経費を2分の1した額を補助対象額とします。※法人の設立登記に係る登録免許税の支払いは除く

(参考)

経費区分	対象行為	補助対象経費 (税込)	実際の支出額のうち 補助対象額	備考 ※支払先住所
改装工事	床張り替え工事	150,000円	150,000円	<input checked="" type="checkbox"/> 糸島市内 <input type="checkbox"/> 糸島市外
広告費	チラシ作成	200,000円	100,000円	<input type="checkbox"/> 糸島市内 <input checked="" type="checkbox"/> 糸島市外
登録免許税	法人の設立登記	150,000円	150,000円	<input type="checkbox"/> 糸島市内 <input checked="" type="checkbox"/> 糸島市外

Q13：補助金は期間内に申請すれば大丈夫ですか？

A：限りがあります。総予算は620万円です。
予算額に達した時点で終了となります。

Q14：創業計画書に規定の様式はありますか？

A：様式に規定はありません。任意の様式で作成してください。
創業計画書 (参考様式)

Q15：認定特定創業支援等事業とはなんですか？

A：「認定特定創業支援等事業」とは、産業競争力強化法に基づいて認定された認定創

業支援等事業計画における認定特定創業支援等事業のうち、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」に関する知識の全ての習得が見込まれる支援を創業者等に対して行う事業です。

「認定特定創業支援等事業」による支援を受けて、要件を満たした創業者（予定者含む）には、糸島市への申請により、「認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」が交付されます。この証明書を提示することにより、創業に関する各制度において優遇措置を受けることができます。